
いのちのとりで裁判

その「到達点」と「行動提起」

2023年12月1日緊急院内集会

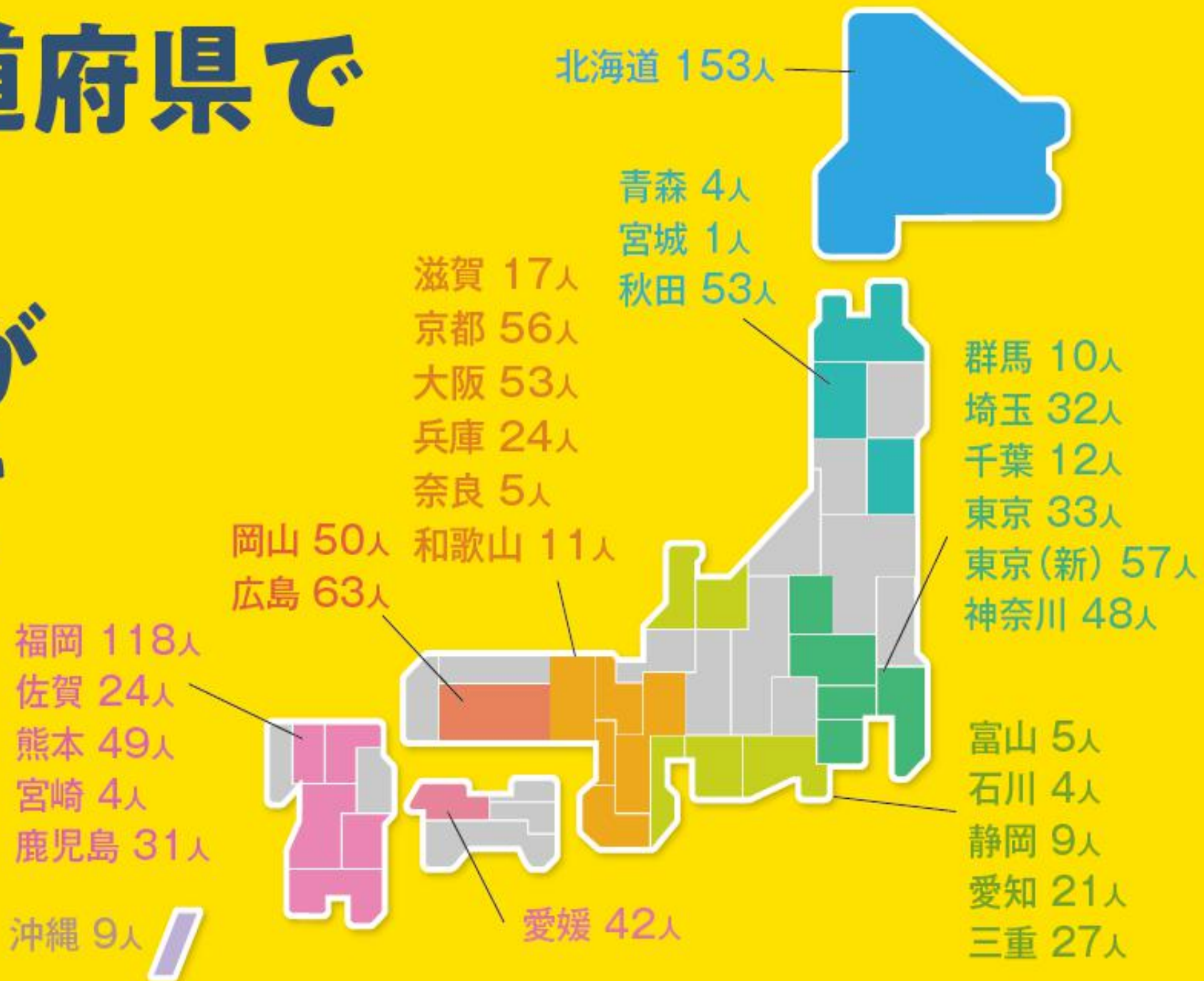
いのちのとりで裁判全国アクション事務局長

弁護士 小久保哲郎

全国29都道府県で 1,000人を 超える原告が 立ち上がって います!

提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方等もおられるので原告数は
最大時



2020(令和2)年6月25日 名古屋地裁判決



2020年(令和2年)6月26日(金) 第3版(朝刊) 名古屋新聞

名古屋地裁訴え棄却 生活保護減額 違法認めず

2013年の生活保護費の引き上げをめぐる、基準の法定手続の問題があったなどとして、愛知県内の受給者15人が国や名古屋市など3市を相手取り、名古屋地裁で訴えた。名古屋地裁は、厚生労働省長は「厚生労働省の判断は違法ではなかった」と認定し、原告側の請求を棄却した。

名古屋地裁訴え棄却

全国の地裁(原告約900人)で争われている集団訴訟の初の判決だった。国は13年、生活保護費の「生活扶助」の支給額に「生活扶助」の支給額について、3年かけて約60%削減する方針を打ち出した。生活扶助は食費などの生活費であるもので、地域や世帯の人数などに応じて基準額が決まる。厚生労働省は独自の判断で物価の下落率を計算し、この基準額に反映した。原告側は裁判で、この方法が専門家でいへる社会保障審議会・生活保護基準部会で議論せず、きり下ろしで決定したと主張し、生活保護費の削減は生活扶助の削減に比べて、食費は1日2食と削減された。判決は、生活扶助の削減は生活扶助の削減に比べて、食費は1日2食と削減された。判決は、生活扶助の削減は生活扶助の削減に比べて、食費は1日2食と削減された。

最低限の生活「感情で値切られる」危惧

「引き下げが続けば飯が食べられなくなる。死ぬかもしれない」と訴えている原告の一人、愛知県豊橋市に住む女性(70)は判決を受けて涙を流した。生活保護費は「最後のセーフティネット」とされ、その基準額は憲法に定める「最低限度の生活」のために国が保障する金額だ。この日の判決は、裁量権を持つ厚生労働省が「国民感情や国の財政事情」を理由に削減した「国民感情」を考慮して引き下げたことは違法と認めず、原告側の請求を棄却した。

判決後、東京開かれた会合で、原告側が判決内容を説明している。名古屋市中区愛知東部支部長は「判決は、生活保護費の引き下げが続けば飯が食べられなくなる。死ぬかもしれない」と訴えている原告の一人、愛知県豊橋市に住む女性(70)は判決を受けて涙を流した。生活保護費は「最後のセーフティネット」とされ、その基準額は憲法に定める「最低限度の生活」のために国が保障する金額だ。この日の判決は、裁量権を持つ厚生労働省が「国民感情や国の財政事情」を理由に削減した「国民感情」を考慮して引き下げたことは違法と認めず、原告側の請求を棄却した。

原告側は、生活保護費の引き下げが続けば飯が食べられなくなる。死ぬかもしれない」と訴えている原告の一人、愛知県豊橋市に住む女性(70)は判決を受けて涙を流した。生活保護費は「最後のセーフティネット」とされ、その基準額は憲法に定める「最低限度の生活」のために国が保障する金額だ。この日の判決は、裁量権を持つ厚生労働省が「国民感情や国の財政事情」を理由に削減した「国民感情」を考慮して引き下げたことは違法と認めず、原告側の請求を棄却した。

「厚労相、国民感情踏まえた政策考慮できる」

令和2年6月25日 名古屋地裁判決

令和3年2月22日 大阪地裁判決

令和3年3月29日 札幌地裁判決

令和3年5月12日 福岡地裁判決

令和3年9月14日 京都地裁判決

令和3年11月25日 金沢地裁判決

令和3年12月16日 神戸地裁判決

令和4年3月7日 秋田地裁判決

令和4年5月13日 佐賀地裁判決

令和4年5月25日 熊本地裁判決 認容

令和4年6月24日 東京地裁判決 認容

令和4年7月27日 仙台地裁判決

令和4年10月19日 横浜地裁判決 認容

令和5年2月10日 宮崎地裁判決 認容

令和5年3月24日 青森地裁判決 認容

令和5年3月24日 和歌山地裁判決 認容

令和5年3月29日 さいたま地裁判決 認容

令和5年4月11日 奈良地裁判決 認容

令和5年4月13日 大津地裁判決

2023年4月14日

控訴審最初の 大阪高裁で 逆転敗訴判決

2023/12/10

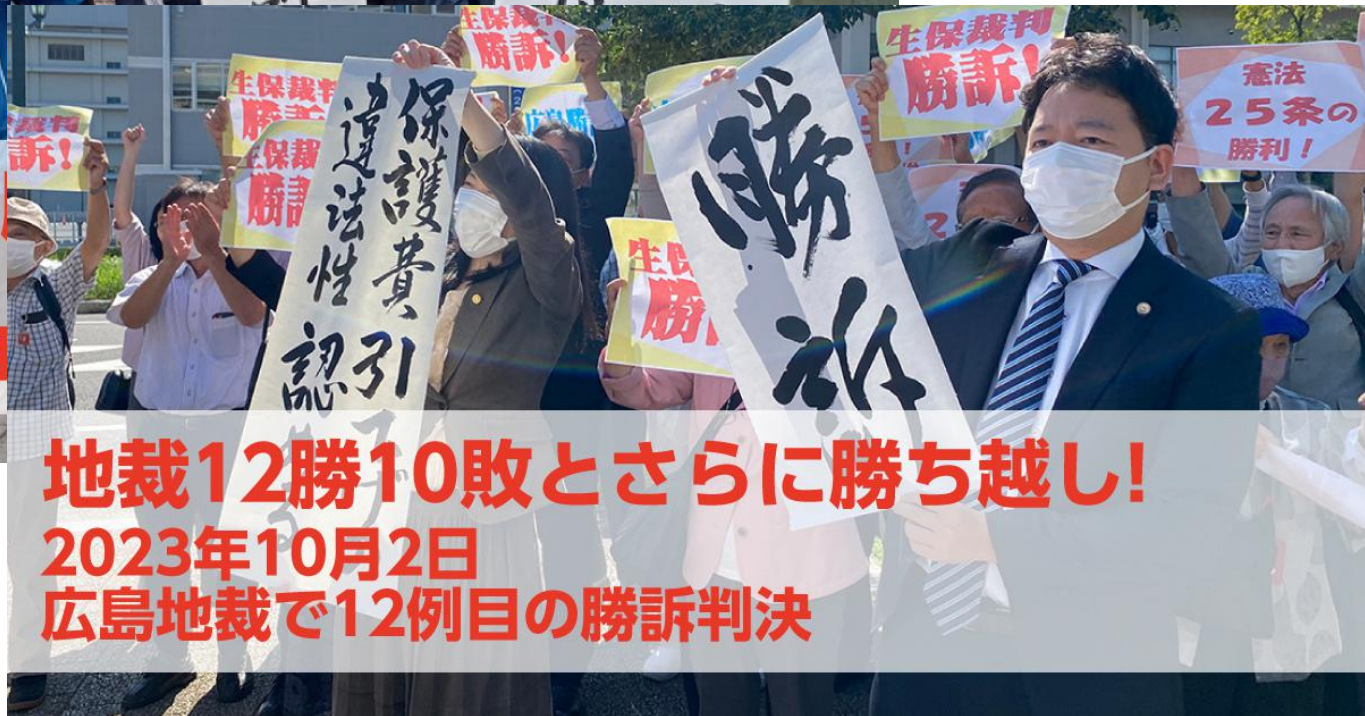




再び地裁勝敗数立
2023年5月26日
千葉地裁で10例目の



地裁勝敗数11
2023年5月30日
静岡地裁で11例目



地裁12勝10敗とさらに勝ち越し!
2023年10月2日
広島地裁で12例目の勝訴判決

「大阪の借りを返した」
名古屋高裁判決
(2023年11月30日)



いのちのとりで裁判の到達点

- ・地裁判決12勝10敗。2022年5月の熊本判決以来は13勝2敗。異例の勝訴率
- ・千葉、静岡、広島地裁に続き、名古屋高裁も認容判決
- 👉 大阪高裁判決の特異さ説得力のなさが明白になった意義は大
- ・全国29地域で30の訴訟を提起したことの成果
- ・低所得者の代表として声をあげた原告の皆さんの「成長」
- ・各地の支援の会の運動の「成長」と連携の強化
- ・間違いなく歴史に残る一大訴訟運動に育っている
- ・最前線の舞台は最高裁へ（大阪訴訟は第三小法廷に係属）

世帯類型	級地	(A) 現行基準	(B) 検証結果反映後		(C) 令和5年度基準(案)	
				(A)対比		(A)対比
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	14.7万円	14.9万円	+1.2%	15.2万円	+4.2%
	2級地1	13.7万円	14.1万円	+3.0%		
	3級地2	12.8万円	13.1万円	+2.5%		
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	17.8万円	17.4万円	-2.5%		
	2級地1	16.2万円	16.5万円	+1.7%	16.9万円	+4.3%
	3級地2	14.1万円	15.3万円	+8.3%	15.7万円	+11.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	12.0万円	11.9万円	-0.9%	12.1万円	+0.8%
	2級地1	11.2万円	11.3万円	+0.9%	11.5万円	+2.7%
	3級地2	10.5万円	10.5万円	+0.4%	10.7万円	+2.3%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	7.7万円	7.4万円	-3.4%	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.0万円	7.1万円	+2.1%	7.2万円	+3.5%
	3級地2	6.5万円	6.6万円	+1.8%	6.7万円	+3.3%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	10.7万円	-4.4%	11.2万円	0.0%
	2級地1	10.5万円	10.3万円	-2.5%	10.5万円	0.0%
	3級地2	9.9万円	9.6万円	-2.9%	9.9万円	0.0%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	7.2万円	6.8万円	-5.9%	7.2万円	0.0%
	2級地1	6.5万円	6.5万円	-0.9%	6.6万円	+0.6%
	3級地2	6.2万円	6.1万円	-1.1%	6.2万円	+0.6%

2022年12月
2023(令和5)年度
生活扶助基準の見直し

生活保護基準の見直し

社会・援護局保護課
(内線2996)

I 生活保護基準部会における検証結果の反映

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
 - ▶ 夫婦子1人世帯+2% ▶ 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
 - ② ①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。
その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（I及びII）： 令和5年10月～

財政影響額（I+II）： +130億円程度（令和5年度は+60億円程度）

この裁判を通じて何を獲得するのか

- 2年後の2025(令和7)年度の基準引下げ、級地統合による都市部の引下げを阻止する
- 下位10%との比較を止め、社会参加費用も含めた需要の積み上げによる新たな検証手法を開発させる
- 生活保護基準部会による検証を経ることをルール化し、当事者・弁護士を委員にいれさせる
- 夏季加算を創設させ、平成25年改定前の基準に戻す
- 権利としての生活保護(生活保障法)を実現する

そのために何をするのか

- ・全国各地で街宣行動・議員要請(週末)や裁判所前宣伝(早朝)
- ・東京で
 - 12月4日13～16時 議員要請(参議院議員会館)
 - 12月5日10～13時 議員要請(衆議院第1議員会館)
 - 12月7日13～16時 議員要請(衆議院第2議員会館)
 - 12月14日14～18時 反貧困ネットワーク厚労省協議(衆院第1多目的ホール)
- ・2024年5～6月(予定) 日比谷野外音楽堂大集会＋パレード
- ・2024年秋まで 全国29地域で弁護士会と連携したシンポ開催

2024年10月3日 第66回 日弁連人権擁護大会・第1シンポジウム
「今こそ、生活保障法の制定を！」
～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会」



名古屋国際会議場
センチュリーホール
(定員3012席)